

釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成26年
11月

心と体の健康なくして安全なし！ 健康対策に取り組みましょう

1. 「いわて年末年始無災害運動」が始まります。

今年も残すところ2か月となりました。12月～1月は年末年始で慌ただしく、また、寒冷期となり災害が多発傾向にあるため「いわて年末年始無災害運動」として労働災害防止活動をより積極的に取り組むこととしております。各事業場におかれましても労働災害防止に向けた取り組みをお願い致します。

実施期間：12月1日～1月31日（準備期間：11月1日～11月30日）

スローガン：「安全・安心・家族の笑顔 願いはひとつ 年末年始も無災害」

＜取り組みの重点ポイント＞

- ① 冬季特有災害の防止（重点対策：転倒、墜落、車のスリップ、一酸化炭素中毒）
- ② リスクアセスメントの実施

2. 釜石労働基準監督署が移転します。

震災以降、新日鐵住金様のご厚意により、健康センターを仮庁舎として使用させて頂きました。誠にありがとうございました。

また、これまで管内事業場の皆様にもご不便ご迷惑をお掛けし、ご理解を賜りましたことにお詫びとお礼を申し上げます。

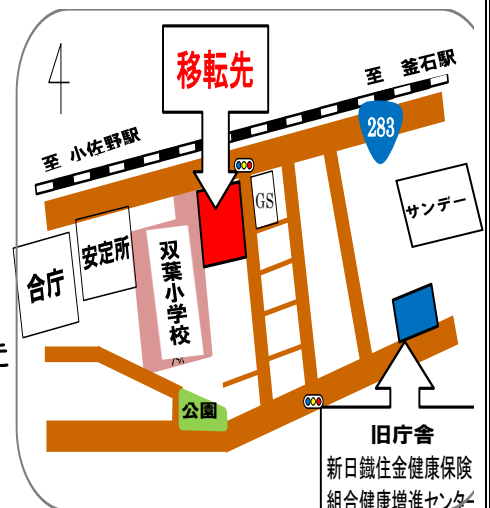
11月4日から、上中島町の双葉小学校に隣接する

NTT東日本上中島ビル1階（釜石市上中島町4丁目3-50）

において業務を行ないます。電話・FAX番号は変更ありません。

駐車場は、NTTビル正門から入り、右奥に進み、国道側に面した区画「101～107」をご利用ください。

今後とも、監督署の業務運営にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



3. 労働保険の加入手続きを行なっていますか。

社員が労働災害にあった場合、労働保険に入っていないと想像以上の負担が会社にかかる可能性があります。労働保険は、社員とその家族だけでなく会社も守る保険です。正社員、派遣、パート、アルバイトに限らず、一人でも雇ったら労働保険に入る。それが経営者の義務であり責任です。

手続きを行わず労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。

詳しくは、岩手労働局、労働基準監督署、ハローワークにご相談ください。

4. 労働災害発生事例と災害防止のポイント

[平成26年分 平成26年11月25日現在]

休業4日以上労働災害 70件 うち 復旧・復興工事にかかる災害 12件

死亡災害 3件（1月発生、車両系建設機械の横転、8月発生、足場からの墜落10発生、ダンプトラックの屋根から墜落）

＜災害事例＞

クレーン機能付きドラグ・ショベルを用いて、積載形トラッククレーンの荷台から鉄板を降ろす作業中、鉄板をつり上げて回旋させたところ、風が吹き当該ドラグ・ショベルが転倒した。

＜災害防止のためのワンポイントアドバイス＞

- ・ 作業計画を定めて関係労働者に周知する。
- ・ 用途外使用をしない。
- ・